

東海第二原発再稼働問題に関する6市村への要望書

2018. 10.

原発いらぬ茨城アクション実行委員会

原子力規制委員会は日本原電の東海第二原発に対して、新しい基準に適合しているとの審査書を決定しました。パブコメに込めた科学的批判と再稼働を認めないでほしいという多くの住民の意思を踏みにじったことに強い怒りを禁じ得ません。しかもパブコメを締め切った後に設置変更許可申請書の補正書を二度にわたって出すという日本原電の杜撰な審査対応をそのまま認めてしまったことも納得がいきません。

後に続く、工事計画と運転延長などの認可が得られなければ東海第二原発の再稼働はない、とはいうものの原子力規制委員会の方向はあらかじめ固まっているものと予想される状況となっています。とすれば、再稼働に必要な次の手続きは、「地元」の事前了解(=同意)ということです。「地元」自治体の住民と首長の皆さんの判断に委ねられます。

原子力規制委員会は、「基準に適合しているかどうかを審査している、『安全である』とは申し上げてはいない」とこれまでしばしば公言して来ました。であれば安全であると考えられるかどうかの判断は「地元」にあるわけです。

原子力所在地域首長懇談会の6市村首長のみなさんは、この間粘り強い日本原電との話し合いの末に、東海第二原発の再稼働と運転延長に関する6市村に共通の「実質的了解」という権限の拡大を得ることができました。この権限を最大限活用する時期が来たわけです。

この時に当たって、首長さんが得たこの権限をどういう手続きを経て、具体的に行使するのか、またできるのか懇談させていただき、要望をお伝えさせていただきたいと思います。

質問事項

- 1 「事前了解」の位置づけは次のような理解でよろしいでしょうか。
原子力規制委員会の「合格」を第一ステージとすれば、6市村の「事前了解」の判断は第二ステージであり、地方自治体としては別の角度からの判断が求められます。
- 2 6市村それぞれの判断が固まるまでは、「工事は開始させない」という6市村間での合意はあるのでしょうか。また原電との間ではどうでしょうか。
- 3 6市村の中で安全協定上の「協議会」は必ず開くとの合意はできているのでしょうか。
- 4 6市村の中で、「1市村でも了解しないというところがあれば先へ進めない」という合意はあるのでしょうか。また原電との間ではどうでしょうか。
- 5 県は「協議会」では立会いという立場ですが、再稼働に対しては県も独自の判断を持つと思います。6市村と県の見解が異なった場合はどうなるのでしょうか。
- 6 住民意向をどのような方法でくみ取り、判断しますか。
- 7 自らの意見を表明する時期はいつ頃と考えていますか。